

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 4 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3 件
国民年金保険関係	3 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500345号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600006号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を31万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

請求期間に係る標準賞与額の記録は、現在、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているところ、当該賞与に係る賞与明細書は保管していないが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び日本年金機構B事務センターが提出した請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)によると、同社の事業主は平成27年12月7日付けで年金事務所に当該届を提出しており、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっていることが確認できる。

また、A社の事業主及び役員は、平成16年の2期賞与の支給日は1月15日であり、請求者に係る当該賞与からは厚生年金保険料を控除した旨回答又は陳述しており、同社において、請求者と同種の業務に従事していた複数の同僚が提出した賞与明細書(2期賞与分)によると、事業主は、賞与から厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

したがって、前述の賞与支払届及び複数の同僚が提出した賞与明細書により、請求者は、平成16年1月15日に31万5,607円の賞与の支給を受け、当該賞与から当該額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年1月15日について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年12月7日付けで請求者の賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成16年1月15日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500334号

厚生局事案番号 : 九州(国)第1600001号

第1 結論

昭和56年1月から昭和57年3月までの請求期間、昭和61年7月から昭和62年3月までの請求期間、昭和62年7月から昭和63年3月までの請求期間及び平成元年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年1月から昭和57年3月まで
② 昭和61年7月から昭和62年3月まで
③ 昭和62年7月から昭和63年3月まで
④ 平成元年4月及び同年5月

私は、昭和59年から昭和60年頃、妻と義母と3人でA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに過去の未納分の国民年金保険料を全て納付した。その後は送られてきた納付書で妻が定期的に納付していたので未納期間は無いはずである。年金記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和59年から昭和60年頃、妻と義母とともにA市役所に行き、未納であった過去の国民年金保険料を全て納付した旨主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が、昭和59年6月に国民年金の加入手続を行い、昭和56年1月に遡って被保険者資格を取得するとともに、その時点で納付可能な昭和57年4月から昭和59年3月までの国民年金保険料を一括して納付していたことが確認できる。

しかしながら、前述の加入手続時点において、請求期間①の国民年金保険料は既に時効により納付することができなかつたものと考えられる。

請求期間②、③及び④について、請求者の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、当該期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であることから、請求者の当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においてもオンライン記録と同様に請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者及び請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500335 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600002 号

第 1 結論

昭和 54 年 6 月から昭和 55 年 2 月までの請求期間、昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間、昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間及び平成元年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から昭和 55 年 2 月まで
② 昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 3 月まで
④ 平成元年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 59 年から昭和 60 年頃、夫と母と 3 人で A 市役所へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに過去の未納分の国民年金保険料を全て納付した。その後は送られてきた納付書で定期的に納付していたので未納期間は無いはずである。年金記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和 59 年から昭和 60 年頃、夫と母とともに A 市役所に行き、未納であった過去の国民年金保険料を全て納付した旨主張しているところ、A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が、昭和 59 年 6 月に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の脱退により昭和 58 年 1 月に遡って被保険者資格を取得するとともに、その時点で納付可能な昭和 58 年 1 月から昭和 59 年 3 月までの国民年金保険料を一括して納付していたことが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、加入手続時点において請求期間①の国民年金被保険者資格に係る記録が確認できない上、オンライン記録によると、当該期間は平成 5 年 11 月に国民年金被保険者の資格記録が追加処理されたことにより生じた未納期間であることから、当該処理が行われるまでは未加入期間であったと考えられ、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

請求期間②、③及び④について、請求者は、当該期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であることから、請求者の当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿においてもオンライン記録と同様に請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500347 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600003 号

第 1 結論

平成 2 年 3 月から平成 3 年 3 月までの請求期間及び平成 3 年 5 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 3 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 5 月から平成 6 年 3 月まで

私は、平成 4 年頃に A 県から B 県へ転居した後、時期は憶えていないが役所から国民年金保険料の督促があったので、一度だけ一括で国民年金保険料として数十万円を納付した。

しかし、私の年金記録を確認したところ、国民年金記録は 1 か月分しか納付済みとなっていない。請求期間当時は、大学に通いながら起業しており資金はあったため、一括納付した額に相応する国民年金の納付記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳以降に請求期間①及び②に係る国民年金保険料を一度だけ一括納付したが、納付時期及び納付場所を覚えていないと陳述しており、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、請求者は、請求期間①及び②当時は大学に通っていた頃であると陳述しており、請求期間①当時、請求者は国民年金の任意加入被保険者の対象であったと考えられる上、C 市の国民年金手帳記号番号払出簿及び同市が提出した請求者に係る「国民年金 (資格)」によると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 7 月 1 日に払い出され、国民年金被保険者の資格取得日は同年 4 月 1 日 (取得理由はその他 (学生)) とされていることから、請求期間①は国民年金手帳記号番号の払出前の未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間①及び②において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、C 市が提出した「国民年金 (納付)」、D 市 E 区が提出した請求者に係る「『被保険者管理』被保険者確認」、C 市の請求者に係る国民年金収納簿及び D 市 E 区の請求者に係る国民年金被保険者名簿 (平成 7 年度) を確認したが、請求期間①及び②において、国民年金保険料が一括納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。